

令和 8 年度使用済紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援 公募要領

1. はじめに

高齢化社会の進展に伴い、我が国における大人用紙おむつの消費量は増加傾向にあり、今後はさらに排出量が増加することが見込まれている。現在、廃棄される使用済紙おむつの多くは市区町村等の廃棄物処理施設において焼却処分されているが、今後は排出量の増加に伴い、既存の廃棄物処理施設では従前どおりに焼却処分することが困難になるおそれもある。

一方で、紙おむつは、上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂といった素材から構成されており、再生利用等により多様な有効利用が可能である。

令和 6 年 8 月に、閣議決定された「第五次循環型社会推進基本計画」においては、政府は使用済紙おむつのリサイクルに取り組む関係者への支援等を行うとしており、2030 年までに実施・検討を行った自治体の総数を 150 自治体とし、人口規模が異なる様々な自治体で取組を進めることを目指している。また、令和 8 年 4 月には、使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを改定し、自治体向けの情報提供を強化している。

本事業では使用済紙おむつの再生利用等を実施・検討しようとする自治体に対し、環境省が財政的な支援を行うとともに、再生利用等を実効的に推進するための好事例を創出し、その成果を広く情報発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下についての公募を行うものである。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

本事業は、使用済紙おむつの再生利用等の導入を念頭に必要な調査や住民啓発活動等を行う全国の自治体に対し、事業プランのコンサルティング、効果・課題の検証等のサポートを行う。

自治体が行う以下の取組について支援を行い、必要に応じて有識者の派遣（1カ所当たり1回を想定）によるコンサルティング等を実施する。

- ① 排出者への意向調査
 - ② 使用済紙おむつの分別回収の周知
 - ③ 使用済紙おむつの回収支援（回収ボックスの設置、収集運搬支援等）
- ①～③のほか、使用済紙おむつの再生利用等の導入に向けて有効性が高いと認められる取組

(2) 事業実施者

申請者は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合を含む）とする。ただし、複数の自治体や組合等が共同で提案することを妨げない。

(3) 事業の採択件数・支援額

本事業では、支援総額を 2,200 万円（税込み）とし、総額内で 7 件程度の採択を予定する。

1 件当たりの支援額の上限の目安は、原則 220 万円（税込み）程度（※事業内容の継続性、発展性・波及

性等に応じて最大 440 万円（税込み）まで）とする。申請時には、支援希望額を明記するものとする。なお、申請者の申請段階における予算措置は必須ではない。

（４）事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、技術的支援（例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定への支援（アンケート設問内容の意見出し）等）を行うとともに、事業実施に係る実費の全額または一部を支援する。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうち事業の実施に必要と認められ、かつ事業実施期間内に発生する経費を、環境省の請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・会議開催の費用（会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・広報・PR の費用（ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・調査・検討・分析の費用（アンケート調査の実施費用等）
- ・連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・機械器具等のリース・レンタル費用（事業期間内に発生する経費のみ）
- ・消耗品等の購入費用（単価 20 万円以下の紙おむつ分別用ごみ箱、回収専用ボックス、専用ごみ袋等）
- ・その他事業の実施に必要と認められる経費

事業実施計画書や事業実施概要について、環境省の請負業者から内容の精査や追加資料を求める場合がある。

なお、必要経費は、環境省の請負事業者から直接請求元に支払いすることも可能である（例えば、申請者が発注したパンフレットを作成する印刷会社に対して、環境省の請負事業者からその費用を直接支払う）。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

※備品購入費や施設整備費（事業実施期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が 20 万円（税込み）を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

（５）事業の実施期間

令和 8 年 6 月上旬（採択後）から令和 9 年 1 月末日まで

（６）事業の成果報告

事業の成果を報告書（定型様式）として取りまとめ、事務局に提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定する。

なお、事業の成果報告書については、環境省発注業務の報告書へ記載することを想定している。
また、令和9年2月中に提出資料をもとに採択自治体及び事務局・環境省による意見交換会を行う。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

別添2「事業実施計画書」及び別添3「事業実施概要」の様式に必要事項を記入の上、下記(3)の応募先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和8年4月21日(火)～同年5月18日(月)18:00(必着)

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課
紙おむつリサイクル担当

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email : hairi-recycle@env.go.jp

research_dia8@exri.co.jp

(4) 問合せ先(事務局)

令和8年度使用済紙おむつの再生利用等支援事務局
(株式会社エックス都市研究所)

Email : research_dia8@exri.co.jp

※可能な限り Email で問い合わせること。

TEL : 03-5956-7516

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、環境省請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした審査会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 本事業への応募理由

- ・取組の全体像、目指したい姿(アウトカム)と、本事業での目標・成果(アウトプット)が適切か
- ・使用済紙おむつの再生利用等を通じて、廃棄物処理の合理化や資源循環の促進、さらに高齢化への

対応等の地域課題解決への貢献にも繋がる取組であるか

(イ) 事業の具体性

- ・ 事業計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか
- ・ 成果目標が適切であり、具体的に記載されているか
- ・ 具体的な実施体制、事業費が検討されているか

(ウ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・ 事業終了後も引き続き実施され、社会実装されることが見込まれるものか
- ・ 他の地域・団体等への展開・波及が見込まれるか

(3) 選定結果

選定結果は、令和8年6月上旬頃に申請者へ文書等により通知する。（状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り。）

5. その他（注意事項など）

- ・ 過去に環境省の支援事業等に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ・ 実施計画書の審査に際して、必要に応じて事務局から電話やオンライン会議等でヒアリングを行う。
- ・ 事業の確認やフォローアップ等のため、必要に応じて事務局が現地を訪問する。

（参考）過去の採択事例

令和7年度使用済紙おむつ再生利用等に関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000390802.pdf>